

申請者各位

【変更】消費税法改正に伴う貿易証明クーポン券の取り扱いについて

名古屋商工会議所では、先般ご案内いたしております「消費税法改正に伴う貿易証明クーポン券の取り扱い」につきまして、ご申請者の皆様方より多くのご意見を賜わり、「**1,050 円クーポン**」のご利用有効期限を **2015 年 3 月 31 日に延長**させていただくことといたしました。2014 年 4 月 1 日以降も、改定後の貿易関係証明手数料との差額分をお支払いいただくことで、1,050 円クーポンをご利用いただけます。

また、**未使用（切り離していないもの）**の「1,050 円クーポン 11 枚綴り：10,500 円」「1,050 円クーポン 55 枚綴り：52,500 円」に限り、差額分支払いによる「1,080 円クーポン 11 枚綴り：10,800 円」「1,080 円クーポン 55 枚綴り：54,000 円」との**交換**も下記の通りお受けいたします（未使用のクーポンは、切り離さずご持参下さい）。

先般のご案内等により、ご不便・ご迷惑をおかけいたしまして、申し訳ございませんでした。今後とも宜しくお願い申し上げます。

※なお、「1,050 円クーポン 55 枚綴り」の販売は 2014 年 2 月 28 日まで、また「1,080 円クーポン」は、2014 年 4 月 1 日より販売・交換を開始いたします。

詳細は以下の通りです。

	～2014/02/28	～2014/03/31	2014/04/01～ <u>2015/03/31</u>	
1,050 円 クーポン	販売	55 枚綴りの販売は 2014/02/28 をもって 終了いたします。	11 枚綴り のみの販売 となります。	販売いたしません。
	利用	【2014/04/01 以降】 ・改定後の貿易関係証明手数料との差額分をお支払いの上、ご利用いただけます。 ・ 未使用（切り離していないもの） の 11 枚綴り、55 枚綴りに限り、差額分のお支払いにて「1,080 円クーポン」と交換させていただきます。		
1,080 円 クーポン	事前に「1,080 円クーポン」の販売は いたしません。		2014/04/01 より販売を開始 いたします。	